

株主総会決議取消手続の現代化

——「企業の誠実性及び取消権の現代化のための法律（UMAG）」の成立——

藤 嶋 肇

目 次

- I. は じ め に
- II. 改正の概要
- III. まとめにかえて

I. は じ め に

2005年9月22日、ドイツにおいて「企業の誠実性及び取消権の現代化のための法律（UMAG）」が成立した¹⁾。2001年 KonTraG, 2003年 TransPuG に継ぐ、コーポレートガバナンス強化のための改正の一環である²⁾。その内容は大きく分けて、①株主に自己の名において取締役の会社に対する損害賠償責任を追及することを認め手続を整備する、②株主総会の招集手続を現代化するとともに株主総会における議論を活発にするための規定を整備する、③株主総会決議取消原因を明確にし、全体としては取消が認められる範囲を縮小する、という3点である。本稿では旧条文からの変更点を網羅的に概観し、その内容から日本法の解釈への示唆を得る事を試みる。

II. 改正の概要

1. 会社の機関責任についての改正

(1) 経営判断原則の明文化

株式法93条第1項第1文の後に、「取締役会構成員が経営上の決定に際して、会社の福祉のために相応な情報の基礎の上で行動することを理性的に決定したと認められる場合には義務違反は存しない。」との文言が挿入された。この文言の挿入は、会社に対する機関構成員の結果責任は排除される、従って経営上の決定の裁量の範囲内における失敗に対して責任を問われない（Business Judgment Rule）、ということを明確にしたものである。こ

1) ドイツ連邦政府による UMAG 報告者草案（Bundesministerium der Justiz, Entwurf eines Gesetzes zur Unternehmensexistenz und Modernisierung des Anfechtungsrechts (UMAG)）については、高橋英治「ドイツ法における株主代表訴訟の導入」旬刊商事法務1711号13頁、久保寛展「株主総会決議に対する濫訴防止の可能性」福岡大学法学論叢49巻第3・4号385頁。Seibert/Schütz, ZIP2004, 252, Fleischer, ZIP2004, 685, Wilsing, ZIP2004, 1082, Hirte, ZIP2004, 1091

2) 政府草案（RegE）は2004年11月17日に発表されている。ZIP2004, 2455

の規定は、第1文の注意義務の構成要件から、経営上の行為の自由裁量の余地を除外したものである³⁾。

除外されるためには5つの要件が存在することが必要と解されている⁴⁾。その要件は①経営上の決定であること、②善意であること、③特別利害関係のないこと、④会社の福祉のために行為したこと、⑤適切な情報を基礎に行為したことである。

(2) 商事に関する事件を審理する特別な部の形成

98条第1項第1文では、挿入句“Zivilkammer (民事部)”は抹消され、以下の“地方裁判所において商事のために形成された部、従って、これは民事部の一部で決定される。”との文言が加えられた。

この文言は、地方裁判所において、商事のために形成される部がその管轄を有することについて明らかにするためのものである。

(3) 役員の損害賠償義務の範囲の変更

現行の117条第7項第1文では、取締役や監査役が株主総会でその議決権を行使することについては、損害賠償義務の規定が適用されないとされている。しかし、117条7項1文は廃止され、従前の2号及び3号が1号及び2号になった。例え株主としての権利行使であっても、それが役員の会社に対する義務に反する場合には、損害賠償責任を負うこととなる⁵⁾。

(4) 特別検査役の選任・権限に関するもの(142条・145条・146条)

株主が裁判所に対して特別検査役選任の申立をすることができる旨を規定した(142条)。申し立てをすることができるのは以下の3要件を満たした場合である⁶⁾。

①株主総会がその選任を否決したこと

②忠実義務違反・重大な法令定款違反の生じている事を疑うに正当な事実の存在

③特別検査役選任のが否決された株主総会の開催日の三ヶ月前から継続して株式を保有しており、かつその持分が基本資本の100分の1、または市場価額で10万ユーロであること

この場合の市場価額の算定は、申立提出前三ヶ月間の取引高による株式の加重平均価格による。さらに、裁判所によって選任が決定された場合、費用は会社が負担することとさ

3) RegE ZIP2004, 2455

4) Urteil vom 21. April 1997, BGHZ135, 244=ZIP1997, 883=NJW1997, 1926 AG1997, 377 WM1997, 967 “ARAG/Garmenbeck”, K. Schmidt, Gesellschaftsrecht 4., Völlig neu bearb. und erw. Aufl. S. 425 Hüffer, Beck'sche Kurzkomm AktG 6. Aufl, S, 476, Wilsing, ZIP2004, 1089, Fleischer, ZIP2004, 690, また、取締役の第三者に対する責任、有限会社の業務執行者に対しても同様の原則が適用されるべきであると説く。

5) RegE ZIP2004, 2456, Seibert/Schütz, ZIP2004, 254

6) RegE ZIP2004, 2461

れる（146条）。

(5) 会社の取締役・監査役に対する損害賠償請求に関するもの（147条・148条・149条）

従前は、株主総会の決議のみならず、基本資本の10%を有する少数株主の請求によっても会社は損害賠償請求を義務付けられていたが、株主総会の決議のみによってのみ義務付けられることとなった（147条1項第1文）。第3項・第4項は廃止される。

訴訟許可手続（148条）が新設された。その持分が基本資本の100分の1、もしくは市場価値額が10万ユーロの株主は、自己の名で147条1項1文の会社の損害賠償請求を実行するための許可を願い出ることができることとされた⁷⁾。

裁判所の許可の条件は以下のとおりである（148条第1項第1号から第4号）。

- ①株主、もしくは包括承継の場合にはその前権利者が異議を申し立てられる義務違反の公にされた事を根拠に認識を得たであろう、その時点の前に株式を取得していたことを、株主が証明した場合。
- ②株主が、会社に適切な期間の設定の下で自ら訴えを起こすよう要求したが徒労に終わったことを疎明した場合。
- ③会社が忠実義務違反、もしくは法令定款の重大な違反によって損害を発生されたことを疑うに足る事実が存在すること。
- ④損害賠償請求の実行に、会社の福祉の優越的な理由が妨げとならないこと。

当該手続の管轄裁判所は会社の本店所在地の地方裁判所（商事部が形成されていればそこ）とされる。また決定には即時抗告をすることができる（第2項）。許可された場合、訴訟は三ヶ月以内に提起されねばならない（第3項）。判決には対世効が認められる（第4項）。費用は申立が却下された場合に限り、申立人が負担する（第5項）。

手続の終了は、公開会社の場合営業報告書（Gesellschaftsblätter）で公告される（149条）。

2. 株主総会の招集及び実行に関するもの

(1) 株式法123条の改正

招集通知発送の期間が一ヶ月前から30日前とされた（1項）。また、定款によって、株主総会への出席、議決権の行使をするのに株主の申出を必要とすることができることとし、その場合、招集期間は、その申出の期限を基準として計算することとされた（第2項）。この条文については、特に公開会社で、株主総会への出席株主の数がどの位かについてそれを知りたいという関心があるために設けられた。申出は7日前までとし、長くすることはできない（例えば、会日の14日前にはできない）。短くすることはできると解される。この日数の分だけ株主総会の招集期間は延びるが、それによって株主の出席の利益、準備の利益を守ることができる⁸⁾。

7) RegE ZIP2004, 2462, *Seibert/Schütz*, ZIP2004, 253, *Wilsing*, ZIP2004, 1087「会社の福祉」に反しないことが訴訟許可要件とされたことは、役員への責任追及の可能性が狭められる恐れがある。

8) RegE ZIP2004, 2456, *Seibert/Schütz*, ZIP2004, 254, *Wilsing*, ZIP2004, 1085

無記名株券の場合、定款によって資格の証明方法を決定することができるとされた（第3項）。従来は、公証人又は株式寄託機関の証明が必要だったが、より柔軟な対応を可能にするものである。

(2) 株式法125条第2項の改正

125条2項第1号第2号の内容を削除する改正。これにより、招集通知を送付すべき株主は、会日の前少なくとも2週間前に株主名簿の名義書換をされている株主ということに統一された。現在、他の方法を用いている会社が少ないためである。

(3) 株式法127条aの追加

株主ら、もしくは株主団体は、電子的官報の株主フォーラムにおいて、共同してもしくは代理してこの法律による申立、要求をなすこと、株主総会で議決権を行使することについて、他の株主に勧奨すること（auffordern）ができることとされた（1項）⁹⁾。勧奨は、以下の申し出を内容に含むことができる。（2項）。

1. 株主もしくは株主団体の名前及び住所
2. 会社の商号
3. 申立、要求、議事日程の議案についての議決権行使のための提案
4. 該当する株主総会の日

勧奨は、勧奨者のインターネットサイトおよびその電子アドレス上で根拠を示すことができる（第3項）。スペースの都合により株主フォーラムに掲載できない場合、個人的な場所への追加的情報の掲載を認めるものである。会社は、電子的官報で、そのインターネットサイト上の勧奨についての立場を示すことができる（4項）。法務省は、法令に基づき株主団体の外部的形式、その他の細目、とりわけ勧奨、助言、対価、削除の期間、削除の請求、濫用の場合及び、閲覧について規定する権限を与えられる（5項）。

新しい情報技術を利用して、株主間の連絡、議決権の代理権を獲得するための手続を定めた。零細な株主、国外に存在する株主が集まって、有意義な関係を構築できるようになることを意図している。

(4) 131条の改正

第2項において議長の権限を法定した。また第3項第7号が追加された。その内容は、会社のインターネットサイト上での情報が少なくとも7日間以上及び株主総会においても一貫して入手可能であるかぎり、それに関する質問について取締役が回答を拒絶できるとしたものである¹⁰⁾。

131条第3項各号は、株主総会の実質的討議の時間を確保するため株主総会において取

9) RegE ZIP2004, 2458, *Seibert/Schütz*, ZIP2004, 255, *Wilsing*, ZIP2004, 1088

10) RegE ZIP2004, 2460, *Seibert/Schütz*, ZIP2004, 255, *Wilsing*, ZIP2004, 1084, *Wei·haupt*, ZIP2005, 1766

締役が回答を拒絶できる場合を列挙している。今回追加された第7号は統計数字、リスト、規則などの典型的な質問からの解放を目的とする。

3. 取消権に関するもの

(1) 243条第4項

情報提供の不十分なことは、それが客観的に参加及び共同体の構成員としての権利の適切な行使のための本質的な前提条件であると考えられるであろう場合にのみ、株主総会決議取消の訴えの基礎となりうる。単なる、不正確、不完全、不十分な情報提供では取消原因とならないとした。株主総会決議の取消がもたらす重大な結果に鑑み、単なる手続上の瑕疵では取消原因とならないことを明文化したものである¹¹⁾。

(2) 245条

株主総会決議の取消権者として、単なる株主ではなく、「議事日程の公告の前すでに株式を取得していた者」とされる（第1号、第3号）。つまり、議事日程を見た後、取消訴訟を起こす目的で株式を取得するような者を排除する趣旨である。

(3) 246条

裁判所に商事部が形成されている場合、そこが決定するということを明記した（第3項第2文）また、株主が訴えの公告の後1ヶ月以内は補助参加できるということを明記した（第4項第2文）。

(4) 246条 a

手続裁判所は、資本増加、資本減少の処置に関する、もしくは企業契約に関する株主総会決議に対しての訴えが提起された場合、訴えの提起が登記の妨げとならず、株主総会決議の瑕疵が登記の効力に影響を与えないことを決定することができることとした¹²⁾。その要件は以下の通りである。

①訴訟が不許可、もしくは明らかに根拠がない場合

②決議の瑕疵によって会社及び株主が被る不利益よりも、株主総会決議の効力の即時の発効が優先されるべきと裁判所が判断した場合

この決定は申立の後三ヶ月以内になされる。また、決定は登記裁判所を拘束する。

取消の訴えの理由があることが証明された場合、決定を得た会社は被申立人に、決定に基づく株主総会決議の登記から発生する損害を賠償する義務を負う。しかし、登記の効力を失わせることはできない。

11) RegE ZIP2004, 2468, *Seibert/Schütz*, ZIP2004, 256

12) RegE ZIP2004, 2469, *Wilsing*, ZIP2004, 1083

Ⅲ. まとめにかえて

今回の株式法改正においてももっとも注目されるのは、株主による取締役の責任追及の手続であるが、日本における株主代表訴訟制度（商法267条・新会社法847条以下）と比較すると、訴訟許可手続・持株要件・行為時株主原則等、全体的に抑制的な制度である。訴訟許可手続における裁判所の裁量および株主取締役間の和解についても問題点が指摘される。一方で、経営判断原則の明文化は日本に先んじて行われた。明文化することでどのような効果があらわれるのかを注視し、それは日本における経営判断原則の明文化の可否も含めた判断の一材料となろう。

株主総会関係について、特に日本においても出席する株主の数を予め知るため、株主の会社への事前通知の制度は検討に値すると思われる。ただ、日本では株主総会招集通知の発送が会日の2週間前であり、それを鑑みると時間的余裕がない。招集通知発送期限を早くするのは会社側の負担が大きいため、やはり難しいと思われる。資本増加、資本減少、企業契約にかかる株主総会決議の瑕疵は当該行為の効果に影響を及ぼさないと裁判所が判断できる制度は実務的には有用と思われるが株主に回復不可能な損害を与える恐れがあることに鑑みれば、慎重に検討するべきであると思われる。少数株主の結合のための株主フォーラムについては、肯定的に評価したい。日本においてはその運営主体をどこにするのが最も適切か、吟味する必要があると思われる。

【資料】

「企業の誠実性及び取消権の現代化のための法律（UMAG）」

2005年9月22日成立 2005年9月27日公布（BGBl. I Nr. 60, S. 2802） 2005年9月28日及び11月1日施行

Artikel 1 株式法の改正

1. 67条4項において、第1文の後に以下の文が挿入される。

記名株式の所有者が株主名簿に記載されていない場合には、寄託機関は会社の求めにより会社による必要不可欠な費用の弁済に対してその位置を株主名簿において分けておくことを義務付けられる

1a. 93条は以下のように改正される。

1項1文の後に、以下の文が挿入される。

- a) “取締役会構成員が経営上の決定に際して、会社の福祉のために相応な情報の基礎の上で行動することを理性的に決定したと認められる場合には義務違反は存しない。”
- b) 新しい第3文で、“die Ihnen”は“die Vorstandsmitglieder”に置き換えられる。

2. 98条1項1文で、挿入“Zivilkammer（民事部）”は抹消され、以下の半文が書き加え

られる。“地方裁判所において商事のために形成された部、従って、これは民事部の一部で決定される。

3. 117条7項1号は廃止される。従前の2号及び3号が1号及び2号になる。

4. 122条1項3文は以下のようにされる
“142条2項2号が準用される”

5. 123条は以下のように改正される。

“123条の期間、株主総会の通知、証明

- (1) 株主総会はその開催日の少なくとも30日前に招集されなければならない。
- (2) 定款は、株主総会の参加、もしくは議決権の行使を株主が開催の前に届け出るかどうかに係らしめることができる。もし定款が届出を規定するならば、招集期間の算出のために開催日には、その満了までに株主が開催前に届出なければならないとされる、その日になる。定款によって短縮された期間の定めがない限り、申し出は開催の遅くとも七日前までに会社に到達しなくてはならない。
- (3) 無記名株式の場合、定款でさらに株主総会の参加、もしくは議決権の行使について資格をどのように証明させるかを決定することができる。受託を行う組織によって書面の形式で作成される持分所有の証明は、十分である。2文に基づく証明は、開催の14日前に関係付けられねばならず、かつ定款に短縮された期間の定めがない限り、会社に遅くとも開催の7日前に到達しなければならない。会社との関係で、株主総会の参加、もしくは議決権の実行は、証拠が提供された株主のみ妥当する。
- (4) この決定の期間は、おのおの開催の日を参入しないで逆算される。期間が営業日に終了しない場合、来る営業日が妥当する。

6. 125条2項は以下のように改正される

- (2) 同じ通知を、取締役会は、それを要求する、もしくは株主総会の日々の2週間前に会社の株主名簿に株主として登録されている株主になさねばならない。

7. 127条の後に127条aを挿入する。

- (1) 株主ら、もしくは株主団体は、電子的官報の株主フォーラムで、共同して、もしくは代理の申し込み、要求をこの法律によってなし、株主総会で議決権を行使することについて、他の株主に勧めることができる。
- (2) 勧奨は、以下の申し出を内容に含むことができる。
 1. 株主もしくは株主団体の名前及び住所
 2. 会社の商号
 3. 申立、要求、議事日程の議案についての議決権行使のための提案

4. 該当する株主総会の日

- (3) 勧奨は、勧奨者のインターネットサイトおよびその電子アドレス上で根拠を示すことができる。
- (4) 会社は、電子的官報で、そのインターネットサイト上の勧奨についての立場を示すことができる。
- (5) 法務省は、法令に基づき株主団体の外部的形式、その他の細目、とりわけ勧奨、助言、対価、削除の期間、削除の請求、濫用の場合及び、閲覧について規定する権限を与えられる。

7a. 128条1項で“2週間”という文言は“21日間”に置き換えられる

8. 13条1項2文で、“137条及び147条1項”という記述は“137条”に置き換えられる。

9. 131条は以下のように改正される

a) 第2項に以下の文を加える

“定款もしくは129条に基づく議事日程は会議の主催者に、株主の質問及び発言の権利を適当な時間に制限し、それについて詳細を定めることを授権することができる。

b) 第3項で、第6号の後のコロンをセミコロンに変更し、以下の7号を挿入する。

“7. 会社のインターネットサイト上での情報が少なくとも7日間以上及び株主総会においても一貫して入手可能であるかぎり”

10. 135条4項3文後段で、“株式、又は株式の供託に関する公証人若しくは有価証券寄託銀行による証明の”という文言は、“123条3項に基づく資格証明の”と置き換えられる。

11. 142条は以下のように改正される

a) 第2項は以下のように新しくされる

- (2) 株主総会が、設立の際の経過の検査のための、もしくは5年以内の業務執行の経過の検査のための特別検査役選任の提案を否決した場合、その経過に際して誠実義務違反、重大な法令もしくは定款違反が生じていることを疑うことを正当化する事実が存在するならば、裁判所はその時点で持分が基本資本の1パーセントもしくは市場価額が10万ユーロに到達している株主の申立により特別検査役を選任することができる。市場価額は、有価証券取引法31条7項により免除される法規命令の条件に従う申立提出前三ヶ月間の取引高による株式の加重平均価格である。提案者は株主総会の日少なくとも三ヶ月前から株式の所有者であったこと及び提案についての決議まで株式を保持していたことを証明しなければならない。そのような特別検査役の回避のための取り決めに、149条がしかるべく適用される。

12. 145条は以下のように改正される。

a) 4項は以下のようにされる

“(4)取締役会の申立てで、裁判所は会社の主たる利益がこれを要求し、かつそれが142条2項による忠実義務違反もしくは重大な違反の説明に必要不可欠でない場合、一定の事実をその報告に記録しないことを許容することができる。

b) 従前の第4項は第5項にされる。

13. 146条は以下のように改正される

“裁判所が特別検査役を選任する場合、会社は裁判費用及び検査の費用を負担する。申立人が故意に、若しくは重大なる過失で誤った上申をして決定を得た場合、申立人は会社に費用を弁済しなければならない。

14. 147条は以下のように改正される。

a) 第1項は以下のようにされる。

“(1)46条から48条、53条により責任付けられる者に対する理由による、または取締役会及び監査役会の構成員に対する業務執行を理由とする、若しくは117条による会社の損害賠償請求は、株主総会が単純多数をもって決議をした場合には行使されなければならない。賠償請求権は株主総会の会日より六ヶ月内に行使されねばならない。”

b) 第2項第2文は以下のようにされる。

“裁判所（14条）は、その持分が基本資本の10分の1、若しくは100万ユーロの持分価額に達する株主の申立により、これがしかるべき行使のために適当であると思われる場合には、損害賠償請求をなすための会社の代表者として78条、112条若しくは第1文に従い会社の代表のために適格な者を選任しなければならない。”

c) 第3項及び第4項は削除される。

15. 第5章の前に以下の148条を挿入する。

“148条 訴訟許可手続

(1) 提案の時点で、その持分が基本資本の1パーセント、もしくは10万ユーロ（142条2項2文）に到達している株主は、自己の名で147条1項1文に示されている損害賠償請求権を行使する許可を申請することができる。裁判所は以下の場合に訴訟を許可する。

1. 株主、もしくは包括承継の場合にはその前権利者が異議を申し立てられる義務違反の公にされた事を根拠に認識を得たであろう、その時点の前に株式を取得していたことを、株主が証明した場合。
2. 株主が、会社に適切な期間の定款の下で自ら訴えを起こすよう無駄に求めたことを疎明した場合。
3. 会社が不誠実さ、もしくは法令定款の重大な違反によって損害を発生されたことを疑うに足る事実が存在すること。

4. 損害賠償請求権の行使が会社の福祉の優越的な理由の妨げになるものでないこと。
- (2) 訴訟許可の申立については、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所が決定により決する。地方裁判所で、商事部が形成されている場合、ここが民事部に代わって決定する。142条5項、6項が適用される。申立は申立の棄却もしくは訴えの提起の時まで争いの対象となっている請求の時効を阻む。決定の前に裁判所は申立の相手方に意見表明のための機会を与えねばならない。決定に対しては即時抗告が行われる。(法律) 抗告は排除される。会社は許可手続で、及び訴訟手続で参加することができる。会社が自ら訴訟をなす場合、それ以前の、及びそれによって許されなかった許可手続もしくは訴訟手続の申立人は、この手続に参加することができる。
- (3) 裁判所が申立を許可した場合、訴訟は決定の送達の後三ヶ月以内に2項による管轄裁判所に提起される。裁判所は、147条1項1文で名指しされた者に対し、及び会社の給付について裁判しなければならない。株主による補助参加は、訴訟の許可の後にはもはや不可能である。複数の訴えは併合される。
- (4) 判決は、訴えの棄却の場合でも、会社及びその他の株主に効力が及ぶ。相応して、149条による公告の比較も適用される；これは会社には、訴訟の許可の後のみ効力を有す。
- (5) 許可手続の費用は、その申立が棄却された場合にかぎり、申立人が負担する。棄却が会社の幸福の妨げになるという理由に基づく場合で、会社が申立の前にそれを伝えることが可能であったであろうにもかかわらず、伝えなかった場合、会社は申立人に費用を償還しなければならない。さらに、費用負担に関しては終局判決で決定される。会社が自ら訴えを提起した場合、会社はその時まで発生した申立人の費用を負担し、訴えを93条4項3文、4文の前提条件の下でのみ停止期間の例外で取り下げることができる。訴えが全部もしくは一部が棄却された場合、原告が故意または重過失によって不正確な申立によったものでない限り、会社は原告に、原告によって負担された費用を償還しなければならない。共同して申立人として共同訴訟人として行動する株主は、別の代理人が法律上の追及に必要不可欠でない限り、合わせて一人の代理人の費用のみを償還される。

16. 第5章の前に以下の149条が挿入される。

“149条 責任追及の訴えの公告

- (1) 許可の申立及び手続の終了は、上場会社では遅滞なく営業報告書で公告されなければならない。
- (2) 手続終了の公告は、それとの関係で存在する全ての合意が付帯条項も含めて全文及び参加者の名前を含む方法による。会社のかつての弁済、及び第三者の責任は別個に記載され、強調されねばならない。完全な公開は、全ての弁済義務に対する効力を生じる前提条件である。手続が終了した訴訟行為の有効性は、これによって影響を受けない。無効にもかかわらず生じた弁済は、返還請求をなされうる。
- (3) 上述の決定は、手続を回避するための取り決めに対しても効力を生じる。

17. 221条4項2文は以下のようにされる。

“186条から193条2項4号の規定が準用される。”

18. 237条5項で、“3項”という記述は“1号及び2号”という記述に置き換えられる。

19. 242条2項に以下の文が付け加えられる。

“241条5号または249条に従い株主総会決議が無効である場合、もし246条a1項に従い株主総会決議の瑕疵が登記の有効性につき言及されないならば、248条1項3文により判決はもはや登記されえない。任意の裁判管轄の要件に関する法144条2項は適用されない。”

20. 243条は以下のようにされる

(4) 客観的な判断をする株主が、情報の供与をその参加及び共同体の構成員としての権利の適切な行使のための本質的な前提条件であると考えたであろう場合にのみ、情報の不正確、不完全、拒絶の供与という理由とした取消がなされうる。株主総会における和解、示談、追加の支払の算出、額、相当性に関して、もしくはその他の代償に関する不正確、不完全、不十分な情報では、法が予め *Bewertungsruegen* に対する判決手続を予定している場合、取消の訴えの根拠とされることはできない。

21. 245条は以下のように改正される。

- a) 1号で“wenn er”の後に、“議事日程の公告前に既に株式を取得していた”という文言を挿入する。
- b) 3号でセミコロンの前に“彼（株主）が、議事日程の公開前にすでに株式を取得している場合”という文言を挿入する。

22. 246条は以下のように変更される。

- a) 3項で第1文の後に、以下の文を挿入する
“地方裁判所で商事に関する部が形成されている場合には、これが民事部の地位で決定をする。142条5項5文6文が準用される。”
- b) 4項で以下の第2文を挿入する
“単独株主は、訴えの公告の後一ヶ月以内に限り補助参加人として訴訟に参加することができる。”

23. 246条の後に、以下の246条aを挿入する。

246条 a Freigabeverfahren

資本増加、資本減少の処置に関する、もしくは企業契約に関する株主総会決議に対しての訴えが提起された場合、手続裁判所は会社の申立て、訴えの提起が登記の妨げとならず、かつ株主総会決議の瑕疵が登記の効力に影響を与えるものではないということを、確定力

を伴う決定によりなすことができる。第1文の決定は、訴訟が不許可、もしくは明らかに根拠がない場合、または、申立人によって詳述される会社及びその株主にとっての本質的な不利益の防止のために訴えによって主張される権利侵害の重要さの顧慮の下、株主総会決議の即時の発効が裁判所の自由心証によると優先されるべきであると思われる場合にのみ、なすことが許される。決定は登記裁判所を拘束する。登記の確定的効力の確定は、賛成、反対の全てのものに効力を有す。決定は申立の後、遅くとも三ヶ月後にはなされなければならない。決定の遅滞は、議論の余地のない決定を通じて根拠付けられる。緊急の場合、口頭での審理は放棄されうる。その決定の根拠となりうる申し立てられた事実は、信用できる。決定に対して、即時抗告がなされる。第4文が準用される。訴えの理由があることが証明された場合、決定を得た会社は被申立人に、決定に基づく株主総会決議の登記から発生する損害を賠償する義務を負う。損害賠償として、登記の効力の排除は要求されない。

24. 248条の後に248条aが挿入される

248条a 取消の訴えの公告

取消続きが終了した場合、上場会社は手続の終了を遅滞なく営業報告書に公開しなければならない。149条2項3項が準用される。

25. 249条1項は以下のように変更される

a) 第1文は以下のようにされる

株主、取締役会、取締役会の構成員、監査役会が株主総会決議無効確認の訴えを会社に対して提起する場合、246条第2項、第3項第1文から第4文、第4項、246条a、247条、248条、248条aが準用される。

b) 第2文の後に、以下の文を挿入する

株主総会決議が、組織変更法第1条の組織変更のための前提条件を生ぜしめ、かつ組織変更決議が登記された場合、株主総会決議への組織変更法第20条第2項が準用される。

26. 250条3項1文は以下のようにされる

株主、取締役会、取締役員、監査役員、第2項において示される機関、労働者の代表が、監査役員の選任の無効を会社に対して訴える場合、246条2項、3項1文から4文、4項、247条、248条1項2文、248条a、及び249条2項が準用される。

27. 251条3項は以下のようにされる

(3)取消手続には246条、247条、248条1項2文及び248条aが適用される。

28. 254条2項1文は以下のようにされる

取消には244条乃至246条, 247条乃至248条 a が適用される

29. 255条 3 項は以下のようにされる

取消には244条乃至248条 a が適用される

30. 257条 2 項 1 文は以下のようにされる

取消には244条乃至246条, 247条乃至248条 a が適用される

31. 258条 2 項は以下のように変更される

a) 第 3 文は以下のようにされる

彼（特別検査役（訳者注））はその持分が合わせて142条 2 項の基準額に到達する株主らによってのみ選任されうる。

b) 第 4 文において“hinterlegen”という文言の後に“もしくは株式がずっと処分されていないという寄託機関の保証を呈示すること”が挿入される。

32. 259条 1 項 3 文における“145条 4 項”という指示は“145条 4 項乃至 6 項”に置き換えられる。

33. 275条 4 項 1 文は以下のようにされる

取消には246条 2 項乃至 4 項, 247条, 248条 1 項 1 文, 248条 a, 249条 2 項が準用される

34. 280条 1 項 1 文で, “少なくとも 5 人の”という文言は削除される。

35. 305条第 2 項 1 号及び 2 号で, それぞれ“内国で”という文言は“EU の構成国若しくはその他のヨーロッパ経済圏の協定国において”という文言に置き換えられる。

36. 315条 2 文は以下のように置き換えられる

“義務違反の損害を与えた疑いを正当化するその他の事情が存したとき, 株主が提案の前少なくとも三ヶ月間株式を所有していることを疎明できる場合には, その持分が共同で142条 2 項の増大した価値に到達したという提案が株主によってなされうる。申立に関してその管轄範囲内に会社の所在地が存する地方裁判所が決定する。地方裁判所で商事に関する部が形成されている場合, ここが民事部が変わって決定をなす。142条 5 項 5 文 6 文, 8 項にも準用される。

37. 402条は以下のように変更される

a) 表題は以下のようにされる

“402条 資格授与証明の虚偽交付”

- b) 1項における“Über die Hinterlegung von Aktien oder Zwischenscheinen”という文言は削除される。

38. 407条1項1文における“259条5項”という指示は“248条a, 259条5項”に置き換えられる。

Artikel 2 その他の連邦法の改正

- (1) 2004年12月9日の法第12項によって最後に改正された1965年9月6日株式法施行法(BGBl. I S. 1185)第16条は、以下のようにされる。

“第16条 株式法123条第2項第3項, 125条2項の経過規定

UMAGでの株式法123条2項3項, 125条2項は, 2005年11月1日以降に招集される株主総会に対して適用される。公開会社はその定款をUMAG 123条に相応させていない間, 株主総会への参加又は議決権の行使には, 供託又はその他の資格証明の発行の時期には会日の21日前に行われねばならないという従前の定款規定が引き続き適用される。もし会社がUMAG草案に基づき予め取締役会決議をなした場合, 取締役会は監査役会の同意をもって資格証明の発行の時期に関して決議を変更する権限を与えられうる。”

- (2) 直近では2005年5月22日の法4条(BGBl. I S. 2304)によって変更された自由な裁判管轄の要件に関する法律(Bundesgesetzblatt Teil III Gliederungsnummer 315-1)145条1項において, “142条2項乃至6項, 147条2項3項”の指示は“147条2項”に代わられ, “315条”は削除される。
- (3) 直近では2003年11月25日法71条(BGBl. I S. 2304)により変更された2001年12月20日の証券取引法(BGBl. I S. 3822)16条4項において, 第3文における“Anmelde- und Hinterlegungsfristen”は“Anmeldungsfristen”とされ, 第6文における“Gegenanträgen”は削除される。
- (4) 直近では2005年8月29日の法1条(BGBl. I S. 2546)により変更された1992年12月17日保険監督法36条1文(BGBl. I S. 2)において“147条”という指示は“149条”に変更される。
- (5) 直近では2005年8月18日の法2条3項で変更された2004年5月5日裁判費用法(BGBl. I S. 718)は以下のように変更される。
1. 内容一覧における53条についての記述は以下のように変更される

“53条 暫定的権利保護, 株式法及び組織変更法に基づく一定の手続”
 2. 53条は以下のように変更される
 - a) 表題は以下のように変更される

“53条 暫定的権利保護, 株式法及び組織変更法に基づく一定の手続”
 - b) 1項1文4号における“株式法319条6項”の記述は“株式法148条1項及び2項, 246条a, 319条6項”に置き換えられる。

3. 手数料要件の別表1642号（Anlage 1）における“株式法319条6項”の記述は“株式法148条1項及び2項，246条a，319条6項”に置き換えられる。
- (6) 直近では2005年8月18日の法（BGBl. I S. 2477）によって変更された，2004年5月5日弁護士法酬法（BGBl. I S. 718, 788）の報酬要件の別表3325号（Anlage 1）において，報酬要件における記述“株式法319条6項”は，“株式法319条6項”の記述は“株式法148条1項及び2項，246条a，319条6項”に置き換えられる。
- (7) 2004年12月22日ヨーロッパ株式会社法施行法（BGBl. I S. 3675）31条3項1文において，“株式法246条2項，3項1文，4項，247条，248条1項2文及び249条2項”とあるのは，“株式法246条2項，3項1文乃至4文，4項，247条，248条1項2文，248条a，及び249条2項”に置き換えられる。

Artikel 3

施行

Artikel 1 11号c 142条5項5文及び6文，12号b 145条5項3文，15号148条3項2文，22号a 246条3項3文，35号及び36号315条5文は公布後の日に施行される。その他は2005年11月1日に施行される。